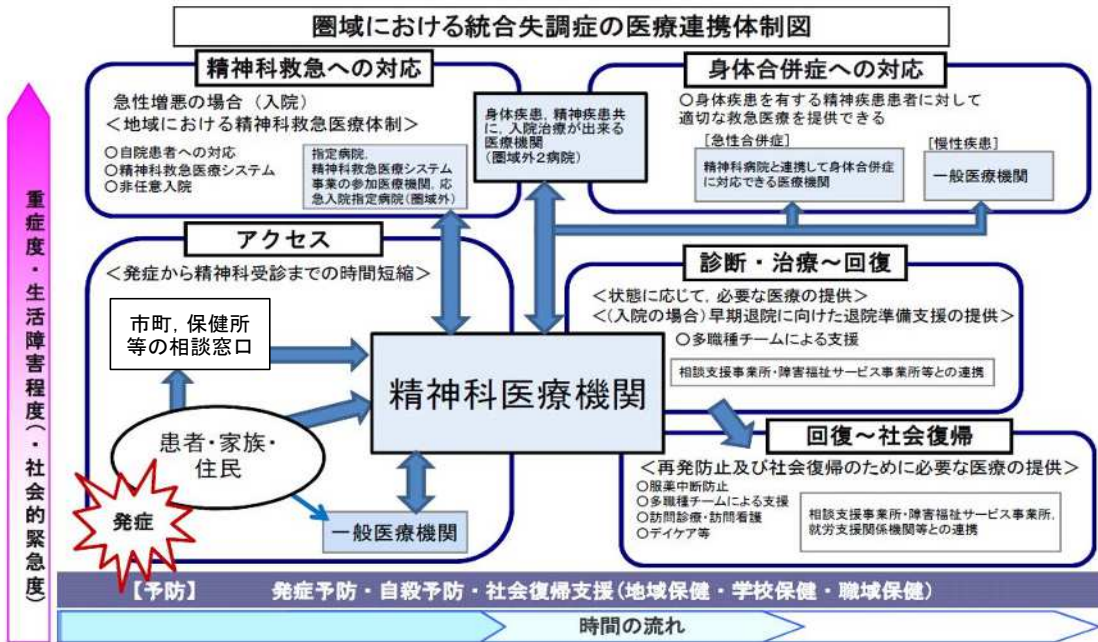


【図表資-5-86】川薩保健医療圏 統合失調症の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-87】川薩保健医療圏 統合失調症の医療連携に係る機能基準

機能	【 予防・アクセス 】	【診断・治療～回復】 (通院・入院)	【回復～社会復帰】 (通院)	【精神科救急への対応】 (急性増悪時)	【身体合併症への対応】
目的	・精神疾患の予防（メンタルヘルス） ・症状が出た時に精神科医に紹介できる	・状態に応じて、必要な医療を提供できる	・再発防止及び社会復帰のために、必要な医療を提供できる	・精神科医療が必要な患者等の状態に応じて速やかに精神科救急医療が提供できる	・身体疾患を有する精神疾患患者に対して適切な救急医療を提供できる
医療機関間の連携に求められる事項	①住民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力する ②精神科医との連携がとれている ③市町、保健所、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携できる	①患者の状態に応じて必要な精神科医療を提供できる ②精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、心理担当職員等の多職種チームによる支援体制を作っている ③（入院の場合）患者に応じた退院後の生活リズム獲得に向けて助言ができる ④必要に応じたアウトリーチ（訪問支援等）ができる。訪問支援については（自院で訪問看護を実施していない場合など）地域の訪問看護ステーションとの連携を図る ⑤緊急時の対応や連絡体制を確保している	①外来診療や訪問看護を通じて、原病再発や病状悪化を防止するための支援ができる ②社会復帰を促進するための生活訓練を実施している（デイケアやナイトケア） ③精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、心理担当職員等の多職種チームによる支援体制を作っている ④必要に応じたアウトリーチ（訪問支援等）ができる。訪問支援については、（自院で訪問看護を実施していない場合など）地域の訪問看護ステーションとの連携を図る ⑤緊急時の対応や連絡体制を確保している	①精神科救急医療に対応できる ア 継続的に診療している自院の患者、家族等からの休日・夜間における問い合わせ等に対応できる体制がある イ 精神科救急医療システムに参加し救急患者を受け入れている エ 24時間365日、救急対応できる応急入院の指定を受け、救急患者を受け入れている（精神科救急入院科病棟を有する医療施設を含む） ②精神科救急患者の受入が可能設備を有する（保護室、検査室等） ③地域の医療機関や消防（救急）、保健所、精神科救急情報センター等との連携がある	①身体疾患と精神疾患について同一医療機関において診断・治療ができる ア 身体疾患と精神疾患について同一医療機関において診断・治療ができる イ 精神科医において身体合併症の治療とする場合には、身体疾患に対応できる医師又は専門医療機関の診療協力を得て対応できる ウ 一般病棟において身体合併症の治療をする場合には精神科と連携して対応できる ②地域の医療機関や保健所等との連携がある
医療機関	・一般の医療機関 ・精神科を標榜している病院や診療所	・精神科を標榜している病院や診療所	・精神科を標榜している病院や診療所	・精神科救急医療システム事業の参加医療機関 ・指定病院	・身体疾患と精神疾患について同一医療機関において診断・治療ができる医療機関 ・精神科と連携して身体合併症に対応できる医療機関
連携が想定される機関	・市町、保健所、県精神保健福祉センター、地域産業保健センター	・市町、保健所、県精神保健福祉センター ・薬局、訪問看護ステーション ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、相談支援事業所、その他障害福祉サービス事業所	・市町、保健所、県精神保健福祉センター ・薬局、訪問看護ステーション ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所 ・相談支援事業所、その他障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター	・応急入院指定病院（圏域外） ・かかりつけ医（精神科）一般の医療機関、市町、保健所、県精神保健福祉センター、圏域の救急告示病院 ・警察、消防（救急）	・身体疾患、精神疾患共に入院治療ができる医療機関（圏域外） ・かかりつけ医（精神科）、一般の医療機関、市町保健所、県精神保健福祉センター

[北薩地域振興局作成]